

森林保険の保険料に対する支援の創設について

1 新たな支援の創設の背景と目的

(1) 背景

- ・森林災害復旧事業や森林整備事業などの国庫補助事業を活用した場合は、森林保険への加入が必須要件となっている。
- ・加入年数は、岩手県では 10 年を要件としている（付保率の要件はなし）。
- ・令和 7 年 9 月に開催した森林復旧に向けた地域説明会において、森林保険料の負担軽減を求める意見があった。
- ・令和 7 年 10 月に実施した被災した森林の復旧に係る意向調査では、調査面積約 1,710ha に対して、復旧を希望する意向を回答した森林は約 780ha 約 53%であった。

(2) 目的

森林保険の加入促進を通じて、将来的な災害発生時の森林所有者の経営安定を図るとともに、経済的負担の軽減を図ることにより、被災森林の再生意欲を喚起し、私有林の持続的な再生を支援する。

2 事業概要

(1) 事業名

被災森林整備推進事業

(2) 補助率等

森林保険の保険料に対して全額補助（10 年間分相当）

(3) 補助対象森林

令和 7 年 2 月の大規模林野火災で被災した私有林のうち、跡地造林を実施し、森林保険に加入する森林

(4) 予算額

910 千円（8 月補正）

(5) 施行予定

本年 9 月上旬

3 周知方法

第 2 回意向調査の書類に同封する資料に本事業に係る支援内容を掲載し、周知を図る。